

公共サービス改革基本方針（原案） 別表に係る変更点

令和5年度改正においては、別表の事業の分類について、以下のとおり、大きく2点の見直しを行う。

（1）「独立行政法人の業務」の分類廃止と各分類への再整理

現行の別表においては、独立行政法人の実施する業務は原則全て「独立行政法人の業務」としてひとまとめに分類されているところ、当該分類を廃止し、国の業務と同様に業務の性質ごとに分類を整理することとする。

（2）分類の新設・廃止と名称の変更

下記新旧整理表のとおり、分類の新設・廃止及び名称の変更を行い、各業務の分類を再整理する。

（新旧整理表）

	旧分類	新分類
1	登記関連業務	登記関連業務
2	日本年金機構関連業務	日本年金機構関連業務
3	刑事施設関連業務	刑事施設関連業務
4	米の買入れ・受渡し関連業務	廃止（※「その他の業務」（新設）に整理）
6	統計調査関連業務	統計調査関連業務
7	公物管理等業務	公物管理等業務
8	施設管理・運営業務及び研修関連業務	施設管理・運営業務及び研修関連業務
9	行政情報ネットワークシステム関連業務	行政情報ネットワークシステム関連業務
10	徴収関連業務	徴収関連業務
11	地方出先機関関連業務	試験関連業務（※名称変更）
12	独立行政法人の業務	廃止（※（1）記載のとおり整理）
13	—	調査研究等業務（※新設）
14	—	その他の業務（※新設）